

農薬登録情報（使用制限のかかるもの）

以下の農薬は、平成 28 年 4 月 20 日に使用制限となる登録の変更がされました。

| 登録番号 | 農薬名（商品名） | 農薬の種類名 | 製造者名 |
|---------|----------|-----------|------------------|
| 第14212号 | ロブラール水和剤 | イプロジオン水和剤 | エフエムシー・ケミカルズ株式会社 |

■変更内容及び変更理由

【変更内容（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

- ・作物名「ぶどう」の適用病害虫名「黒とう病」の希釈倍数を「500～1000倍」から「1000倍」へ変更する。

【適用表（今回の使用制限変更にかかると部分のみ）】

[変更前]

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | イプロジオンを含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|-----------|------------------------------|---------|------|-------------------|
| ぶどう | 黒とう病 | 500～1000倍 | 開花期～幼果期 但し、収穫 60 日 前まで | 3 回以内 | 散布 | 3 回以内 |

[変更後]

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | イプロジオンを含む農薬の総使用回数 |
|-----|--------|--------|------------------------------|---------|------|-------------------|
| ぶどう | 黒とう病 | 1000 倍 | 開花期～幼果期 但し、収穫 60 日 前まで | 3 回以内 | 散布 | 3 回以内 |

【変更理由】

新たに導入された短期暴露評価に対応して製造者が自ら短期的な摂取量を試算した結果、登録の維持には試験成績の整備が必要であることが判明し、それには経費と時間を要することから、登録変更をすることとしたため。